

大学と地域で取り組むまちづくりに向けて 大学地域連携モデル創造 支援事業の対象事業を認定

市では、(財)大学コンソーシアム京都と協力して実施している「大学地域連携モデル創造支援事業」の対象となる事業を認定しました。
下京区に関連するものでは、次の2事業が大学と地域が一体となったまちづくりや地域の活性化を目的とする事業として選ばれ、助成金が交付されます。

人づくり・町づくりプロジェクト 地域住民主体の京都駅周辺地域 活性化計画

合調査チーム
京都大学 京都駅周辺地域活性化総
合調査チーム

内容 アンケート調査や児童の作品展を通して、東西両本願寺周辺に形成された2つの門前町を、地域の住民が主体となって、1つの町とする取組を進める。

祇園祭綾傘鉾をもちあげる 京都字フィールドワーク 佛教大学 八木研究室(有志学生)

内容 学生が綾傘鉾保存会の運営に全面的に参加し住民から学んだ知識を、日・英・中・韓の各国語のパンフレットにして情報発信する。



西本願寺の南側にある唐門(国宝)は、伏見城の遺構と言われ、極彩色の彫刻が随所に施された絢爛豪華な門です。一口見ていても飽きないことから付けられた唐門の別名を次の①②③の中から選んでください。



- ①朱雀門
- ②徒然門
- ③日暮門

はがきに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢

自転車の歩道通行



自転車は、原則として車道を通ることとなりますが、次のような「通行可」の標識があれば、歩道を通ることができます。
この場合、歩行者の安全のために次のルールを守りましょう。



●歩道を通行するときは徐行し、歩行者の通行を妨げずなときは、一時停止をしなければなりません。

安心安全のまちかど



下京区交通対策協議会
(☎371・7170)

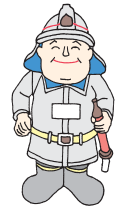
6月15日号の解答

京都駅前にある石碑は、国内における①電気鉄道事業発祥の地を示すものでした。

7月2日(日)開催 下京区ユニコーンスポーツ 競技会結果

- 下京区体育振興会連合会 主催
次の各学区の体育振興会チームが優秀な成績を収めました。
- グラウンドゴルフ大会
優勝 光徳Aチーム
準優勝 七条第二Aチーム
三位 七条第二Bチーム
 - ソフトバレーボール大会
優勝 七条体育振興会
準優勝 豊園体育振興会
三位 豊園体育振興会
 - 西大路体育振興会
大内体育振興会

けすぞう君の防災 Q&A 無火災推進日をご存じですか



こんにちは、けすぞう君です。
今回は、出火防止の取組の1つとして、無火災推進日についてお話をします。

Q 無火災推進日はどのような日ですか。

A 一人一人の自主的な防火の行動について啓発し、その向上を図るため、市では昭和38年3月にそれまで各地域で別々に行われていた防火デーなどを統合して、毎月5日と20日を無火災推進日と決めました。

Q 消防署では、どのような取組をしているのですか。

A 独り暮らしの高齢者宅をはじめ、皆さんのお宅を戸別訪問しての防火指導や、広報車などによる火災予防の巡回指導などを行い、火災予防を呼び掛けています。

また、消防団でも毎月5日と20日に分団器具庫前に無火災推進日啓発用懸垂幕などを掲出し、火災予防を呼び掛ける巡回などを実施して、より地域に密着した活動を行っています。

Q 私たちは、何をすればよいのですか。

A 皆さんには、ご家庭で次のことに取り組んでいただきたいと思います。

- #### 「放火防止五カ条」の実践
- 放火防止五カ条は、次のとおりです。
- ①家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。
 - ②夜間、建物の周囲や駐車場は、照明を点灯して明るくしましょう。
 - ③空き家、物置にはカギをかけましょう。
 - ④車やバイクなどのボディカバーは、燃えにくいものを使いましょう。
 - ⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

家庭内の火気使用器具などの点検

プラグにほこりがたまっていないか、また、タコ足配線をしていないか確認を。

家庭での防火について話し合い

天ぷらなべ火災の防止やたばこの後始末について、家族で話し合いましょう。

自主防災会や町内での防火活動への参加

このたび、市内全ての自主防災部に啓発用の懸垂幕が新しく配布されました。無火災推進日にこの赤い懸垂幕を見かけたときには、皆様のご家庭などで、防火の取組を1つでも実践し、火事のない「安心安全のまちづくり」を進めましょう。



「暮らしの安心・安全フェア」を開催します

医師による健康相談や応急手当の指導、防火・防災用品の展示などを行います。

日時 9月10日(日)午前9時～午後4時
場所 京都駅前地下街ポルタプラザ

市税の基礎知識 Q&A

退職後の市・府民税の納付

Q 今年6月に会社をやめて、失業したにもかかわらず、8月になって、区役所から平成18年度市・府民税の納税通知書が届きました。どういうことでしょうか。

A 市・府民税は、前年の所得に対して課税され、6月から支払う仕組みとなっています。給与天引きできる場合は、6月から翌年5月までの12回に分割して、毎月の給与から納めていただきます。

ご質問の場合、平成17年の所得にかかる平成18年度の市・府民税納税通知書が送付されています。退職により給与天引きができなくなったため、7月から来年5月までの11か月分を納付書により納めていただくことになりました。

Q 税額が給与天引きのときと比べて高くなっているような気がします。

A 納付書でお支払いいただく場合は、通常6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けてお支払いいただきますが、今回の場合は、6月の納期が過ぎているため、残る3回に分割されています。支払い額が高くなっているように思われるかもしれませんが、1年間に納める税額は同じです。

Q 失業中で支払うのが難しいのですが。

A 現在失業中の方で、前年の総所得金額の合計額が150万円以下(扶養親族がある場合は、1人につき30万円を加算した額)の場合は、市・府民税が減額される場合がありますので、お問い合わせください。

☎ 市民税課 (☎371・7172)